

可搬消防ポンプ等整備資格者講習事務規程

制 定	平成5年10月12日	消安セ規程第30号	
改正経過	平成13年1月6日	消安セ規程第11号	一部改正
	平成24年4月1日	消安セ規程第12号	一部改正
	平成25年4月1日	消安セ規程第1号	一部改正
	令和元年12月14日	消安セ規程第24号	一部改正
	令和2年11月1日	消安セ規程第18号	一部改正
	令和6年4月1日	消安セ規程第4号	一部改正

(目的)

第1条 この規程は、可搬消防ポンプ等の適正な維持管理を図るために必要な点検及び整備の業務に従事する可搬消防ポンプ等整備資格者（以下「整備資格者」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 可搬消防ポンプ等「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」（昭和61年自治省令第24号。以下「省令」という。）に定める可搬消防ポンプ、非常動力装置及び加圧送水装置等をいう。
- (2) 可搬消防ポンプ ポンプが車両を使用しないで人力により搬送され、又は人力によりけん引される車両若しくは自動車の車台に取り外しができるように取り付けられて搬送される動力消防ポンプで、乾燥重量（燃料、潤滑油、冷却水その他の液体をすべて取り除いた場合の総重量をいう。）が150キログラム（省令第3条第9項に規定するB-3級、C-1級及びC-2級のポンプを使用するものにあつては100キログラム、D-1級のポンプを使用するものにあつては25キログラム、D-2級のポンプを使用するものにあつては15キログラム）以下のものをいう。
- (3) 非常動力装置 内燃機関を原動機として、直接、加圧送水装置を駆動する装置で、昭和55年3月12日付け消防予第37号に適合するものをいう。
- (4) 内燃機関 自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）又は「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」（平成元年3月22日付け消防危第24号）別紙「消火設備及び警報設備に関する運用指針」第2・6に規定する内燃機関に適合するものをいう。
- (5) 加圧送水装置等 ポンプ・内燃機関の加圧送水装置と制御盤、呼水装置、ポンプ性能試験装置、水温上昇防止用逃し装置、起動用水圧開閉装置、フート弁等の付属装置は付属機器で構成されたものをいう。

(整備資格者)

第3条 整備資格者は、次の各号の一に該当する者で、整備資格者となるために必要な知識及び技能を修得させるため、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」

という。)が行う講習(以下「講習」という。)の課程を修了し、可搬消防ポンプ等整備資格者免状(以下「免状」という。)の交付を受けているものとする。

- (1) 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第17条の6に規定する甲種第1類若しくは第2類又は乙種第1類若しくは第2類の消防設備士免状の交付を受けている者で、可搬消防ポンプ等の整備について1年以上の実務の経験を有するもの
- (2) 法第17条の3の3に規定する消防庁長官が認める資格を有する者として第1種消防設備点検資格者免状の交付を受けている者で、可搬消防ポンプ等の整備について2年以上の実務の経験を有するもの
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条に規定する第1種又は第2種のボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者で、可搬消防ポンプ等の整備について1年以上の実務の経験を有するもの
- (4) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第55条に規定する2級又は3級の自動車整備士技能検定の合格証書の交付を受けている者で、可搬消防ポンプ等の整備について1年以上の実務の経験を有するもの
- (5) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第5条に規定する1級、2級又は3級の海技士(機関)免状の交付を受けている者で、可搬消防ポンプ等の整備について1年以上の実務の経験を有するもの
- (6) 一般社団法人日本内燃力発電設備協会が発行する自家用発電設備専門技術者免状又は可搬形発電設備専門技術者免状の交付を受けている者で、可搬消防ポンプ等の整備について1年以上の実務の経験を有するもの
- (7) 可搬消防ポンプ等の整備について3年以上の実務の経験を有する者
- (8) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者として安全センター理事長(以下「理事長」という。)が認めたもの
(講習)

第4条 講習の名称は、可搬消防ポンプ等整備資格者講習という。

- 2 講習科目及び講習時間は、次表のとおりとし、講習修了後1時間の修了考査を行うものとする。ただし、理事長が適当と認める者については、一部の講習科目を免除することができるものとする。

講習科目	講習時間
消防法規	1時間
可搬消防ポンプ等の構造・機能	3時間
可搬消防ポンプ等の点検要領	2時間
可搬消防ポンプ等の整備要領	4時間

- 3 修了考査については、前項の講習修了後に行う修了考査のほか、当該修了考査を行った日の翌日以後1年以内に行う講習修了後の修了考査を再考査として、1回に限り受けることが

できるものとする。

- 4 安全センターは、講習を修了し、修了考査に合格した者に対して、免状の交付年月日及び交付番号を決定して、別記様式による免状を速やかに交付するものとする。
- 5 免状の有効期限は、交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内（第6条の規定により再講習を受けるべき期限が延長又は再延長された場合は、当該期限。以下第5条及び別記様式において同じ。）とする。
- 6 講習を実施する日時、場所、受講申請方法その他講習の実施に関し必要な事項は、理事長があらかじめ周知を図るものとする。

（再講習）

- 第5条 整備資格者は、免状の交付を受けた日又は再講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内に安全センターが実施する再講習を受けなければならない。
- 2 再講習の名称は、可搬消防ポンプ等整備資格者再講習という。
 - 3 再講習科目及び再講習時間は、次表のとおりとする。

再 講 習 科 目	再講習時間
可搬消防ポンプ等の構造・機能	2時間
可搬消防ポンプ等の点検及び整備要領	2時間

- 4 安全センターは、再講習を修了した者に対して、別記様式による免状を速やかに交付するものとする。
- 5 再講習を実施する日時、場所、受講申請方法その他再講習の実施に関し必要な事項は、理事長があらかじめ周知を図るものとする。

（再講習受講期限の延長）

- 第6条 前条の再講習を5年以内に受けることが困難であると理事長が認めた場合には、再講習を受けるべき期限を再講習受講期限後1年以内に限り延長することができるものとする。
- 2 再講習受講期限の延長を必要とする者は、5年の再講習受講期限が終了する日までに、第3項各号に定める事情を証明する書類を添えて理事長に申請しなければならない。
 - 3 再講習受講期限の延長が認められる事情は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 海外旅行をしていること。
 - (2) 災害を受けていること。
 - (3) 病気にかかり、又は負傷していること。
 - (4) 法令の規定により身体を拘束されていること。
 - (5) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、安全センターがやむを得ないと認める事情があること。
 - 4 再講習受講の再延長は、既に再講習の延長申請を行っている者で、延長期限内に新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定するものをいい、同法附則第1条の2第1項の規定により新型インフルエンザ等とみなされるも

のを含む。)及びそのまん延防止のための措置の影響で再講習を受けることが困難であると理事長が認めた場合には、再講習受講期限を更に1年以内に限り延長することができるものとする。

5 再講習受講期限の再延長を必要とする者は、受講期限が終了する日までに理事長に申請しなければならない。

(申請)

第7条 講習、再考査又は再講習を受けようとする者及び免状の交付、書換え又は再交付を受けようとする者は、別に定めるところにより理事長に申請しなければならない。

(手数料)

第8条 講習、再考査又は再講習を受けようとする者及び免状の交付、書換え又は再交付を受けようとする者は、別に定める額の手数料を安全センターに納めなければならない。

(資格の喪失)

第9条 整備資格者は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったことが判明したとき
- (2) 禁固以上の刑に処せられたとき
- (3) 消防法に違反し、罰金の刑に処せられたとき
- (4) 可搬消防ポンプ等の点検又は整備を粗雑に行ったことが判明したとき
- (5) 講習の受講資格を偽ったことが判明したとき
- (6) 第5条に定める再講習を受講しなかったとき

(免状の返納)

第10条 理事長は、整備資格者が前条各号の一に該当するに至った場合には、その者の所持する免状の返納を命じることができる。

(運営委員会)

第11条 講習及び再講習の運営に関する事項について調査審議するため、別に定めるところにより、安全センターに、消防防災関係資格者講習運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置くものとする。

(事務の委託)

第12条 理事長は、講習又は再講習に係る事務のうち別に定める事務を一括して、消防用設備等の工事及び維持管理業務の推進を図ることを目的として、都道府県の指導監督のもとに設立された団体その他の団体で理事長が認めた団体に委託することができるものとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成5年10月12日から実施する。
- 2 この規程の実施日に、現に可搬消防ポンプ等の整備に関する実務を10年以上経験している者のうち、理事長が適当と認める者が講習を受けようとする場合は、この規程の実施日から起算して5年以内に実施される講習に限り、第4条第2項の規定にかかわらず、他の修了考査の方法によることができるものとする。

3 平成7年3月31日までに委員又は幹事を委嘱された者の任期は、第12条第4項又は同条第8項第5号の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成13年1月6日から実施する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、令和元年12月14日から実施する。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から実施する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から実施する。

別記様式

表面

85m

54m

可搬消防ポンプ等整備資格者免状

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

本 籍

交 付 年 月 日 年 月 日

交 付 番 号

有 効 期 限 年 月 日 まで

写真 30mm

24mm

印

一般財団法人日本消防設備安全センター

裏面

1 可搬消防ポンプ等整備資格者は、その業務を行うときは、常に免状を携帯し、免状の提示を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 可搬消防ポンプ等整備資格者は、免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から原則として5年以内に再講習を修了し、新たな免状の交付を受けなければ資格を喪失する。

備考
